

平成21年度障害福祉課の実施する事業について（新規事業を中心に）

○県民誰もが地域で安心して暮らすための施策の充実

- ・ 障害者総合相談支援拠点集約化事業
- ・ 障害者及び高齢者の生活・介護等に関する実態調査
- ・ 奈良県障害者長期計画2005見直し事業

○障害者が安心して働くための施策の充実

- ・ 障害者働きがい支援事業
- ・ 就労支援ジョブサポーター派遣事業
- ・ 働きがいサポートモデル事業
- ・ 授産品販売支援員設置事業

平成21年度障害福祉課の実施する事業について（新規事業を中心に）

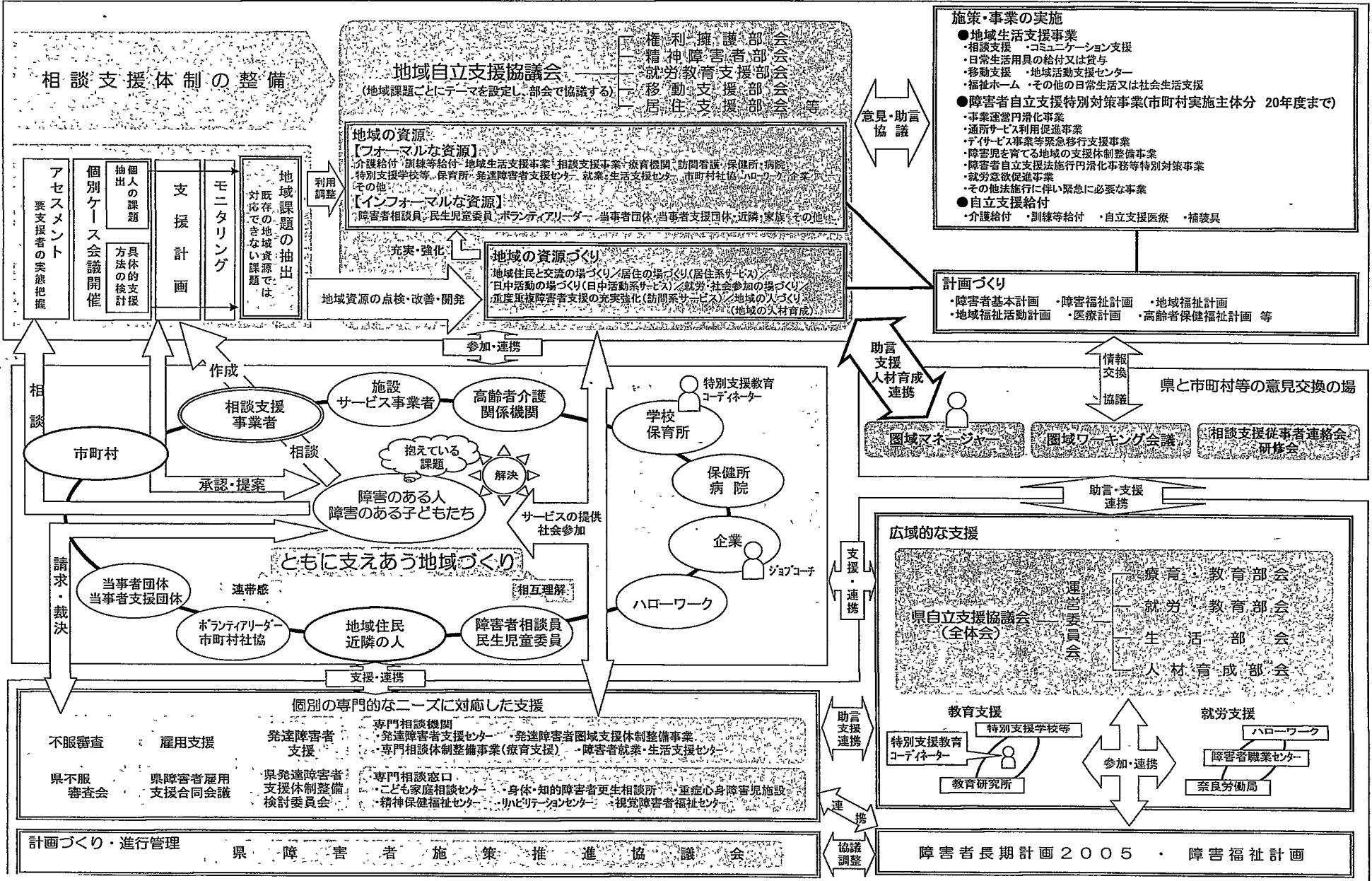
○県民誰もが地域で安心して暮らすための施策の充実

- ・ 障害者総合相談支援拠点集約化事業
- ・ 障害者及び高齢者の生活・介護等に関する実態調査
- ・ 奈良県障害者長期計画2005見直し事業

○障害者が安心して働くための施策の充実

- ・ 障害者働きがい支援事業
- ・ 就労支援ジョブサポーター派遣事業
- ・ 働きがいサポートモデル事業
- ・ 授産品販売支援員設置事業

2



市
町
村
県

障害者総合相談支援拠点集約化事業(仮称「ほっと支援センター」)

事業年度 平成21～23年度 3カ年で整備

事業の趣旨・目的 障害者の地域移行をより一層進めるため、全ての障害に対応することが可能な相談支援拠点を整備し、障害児から者にかけてライフステージに応じた支援、地域生活移行支援及び就労移行支援を一体的に実施する。

事業概要 市町村の空き庁舎等を活用し、各圏域ごとに総合相談支援拠点集約化し整備する。

事業内容 以下の事業を実施する。

- I. 発達障害者就労支援事業
- II. 障害者就業・生活センター事業
- III. 総合相談支援拠点整備事業
- IV. 地域づくり・人材育成事業
- V. 権利擁護支援事業

事業経費(単位:千円) 総事業費 22,760 千円

〈内訳〉

I. 発達障害者就労支援事業

単価	箇所数・人数	金額
5,000	2	10,000

II. 障害者就業・生活センター事業

単価	箇所数・人数	金額
5,000	1	5,000

(新規(中和)1箇所分)

III. 総合相談支援拠点整備事業

単価	箇所数・人数	金額
1,000	2	2,000

IV. 地域づくり・人材育成事業 4,500

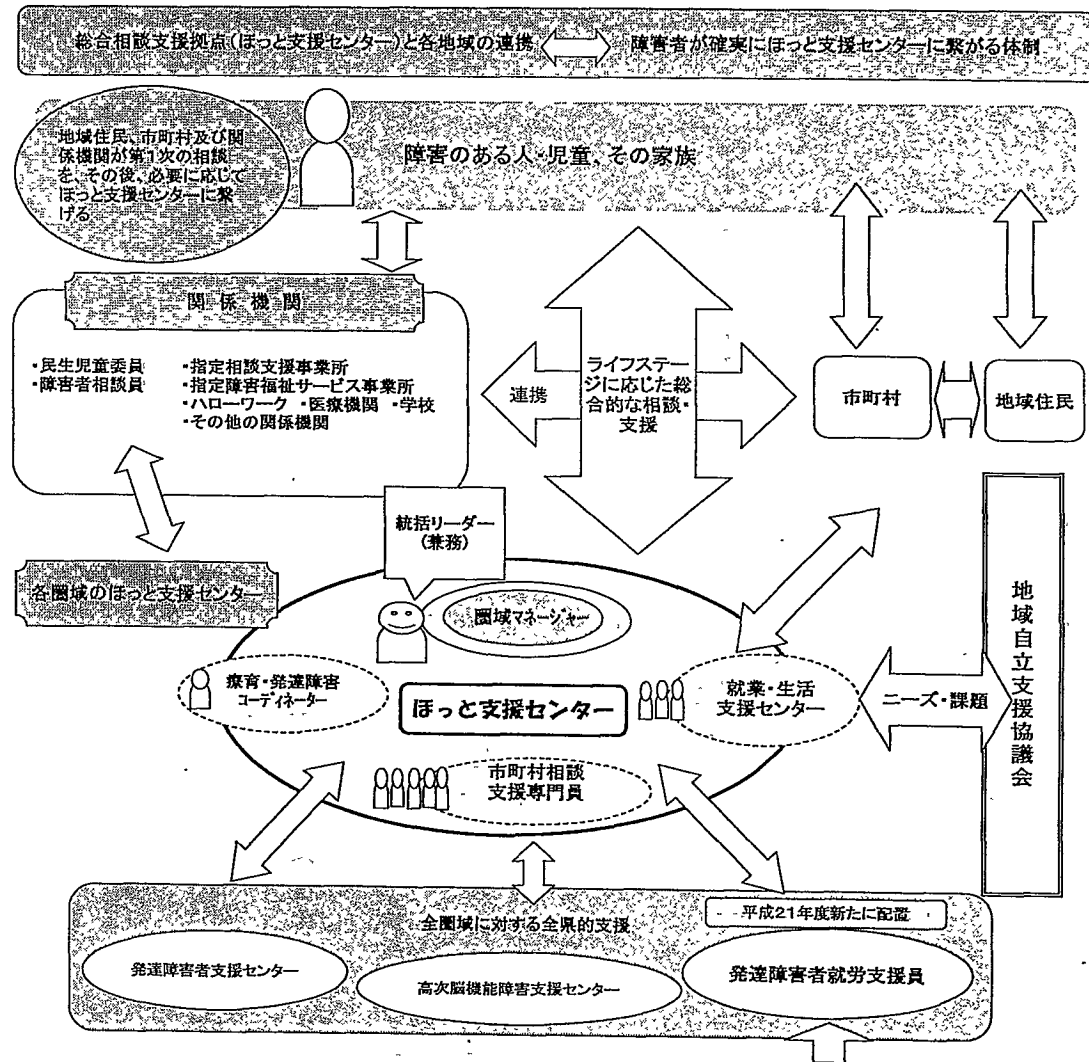
研修内容	金額	単価	回数・箇所数
地域づくりフォーラム	1,500	300	5
ケアマネジメント指導者養成研修	1,500	300	5
障害者権利擁護研修	1,500	300	5

V. 権利擁護支援事業

単価	箇所数・人数	金額
10.5	120	1,260

総合相談支援拠点集約化事業構想(仮称「ほっと支援センター」プラン)

図域	相談機関	配置(予定)人員	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
奈良	圏域代表	1	草楽ゆいの会 大宮町	→	各相談機関を 集約化完了	拠点集約化による総合相談 支援		
	就業・生活支援センター コーディネーター	3	草楽ゆいの会 大宮町	→				
	療育・発達障害 コーディネーター	2	子鹿園・東大寺整肢 園 (奈良市が配置)	→				
	市町村委託相談支援 コーディネーター	-	8ヶ所の相談支援 事業所に委託	→				
西和	圏域マネージャー	1	萌 生駒市	→	両相談機関を 集約化	平成23年度中に療育・発達障害 コーディネーターを配置し拠点 集約完了		
	就業・生活支援センター コーディネーター	3	ちいろば 三郷町	→				
	療育・発達障害 コーディネーター	1	未配置	→				
	市町村委託相談支援 コーディネーター	-	全市町が委託	→				
中和	圏域マネージャー	1	手をつなぐ育成会 高取町	→	就業・生活支援Cを21 年度新設し両相談機 関を集約	療育・発達障害 コーディネーターを22年度配 置し各相談機関 を集約化	拠点集約化による総合相談 支援	
	就業・生活支援センター コーディネーター	3	未配置	→				
	療育・発達障害 コーディネーター	1	未配置	→				
	市町村委託相談支援 コーディネーター	-	6市が三障害委託 1町1村が精神のみ委 託	→				
東和	圏域マネージャー	1	ひまわり 三宅町	→	両相談機関を集約	22年度に療育・ 発達障害Cを配 置し各相談機関 を集約化	拠点集約化による総合相談 支援	
	就業・生活支援センター コーディネーター	3	大和会 桜井市	→				
	療育・発達障害 コーディネーター	1	未配置	→				
	市町村委託相談支援 コーディネーター	-	3市1町1村が委託 2町精神のみ委託 2村が職員対応	→				
南和	圏域マネージャー	1	美吉野園 大淀町	→				
	就業・生活支援センター コーディネーター	3	未配置	→				
	療育・発達障害 コーディネーター	1	美吉野園 大淀町	→				
	市町村委託相談支援 コーディネーター	-	1市3町2村が委託 6村が職員対応	→				



障害者及び高齢者の生活、介護等実態調査(障害福祉分)

1 概要

○ 奈良県障害者長期計画2005の見直し及び福祉・介護人材の確保並びに今後の中長期にわたる障害保健施策の検討に必要な基礎データを把握するため、障害福祉実態調査を実施する。

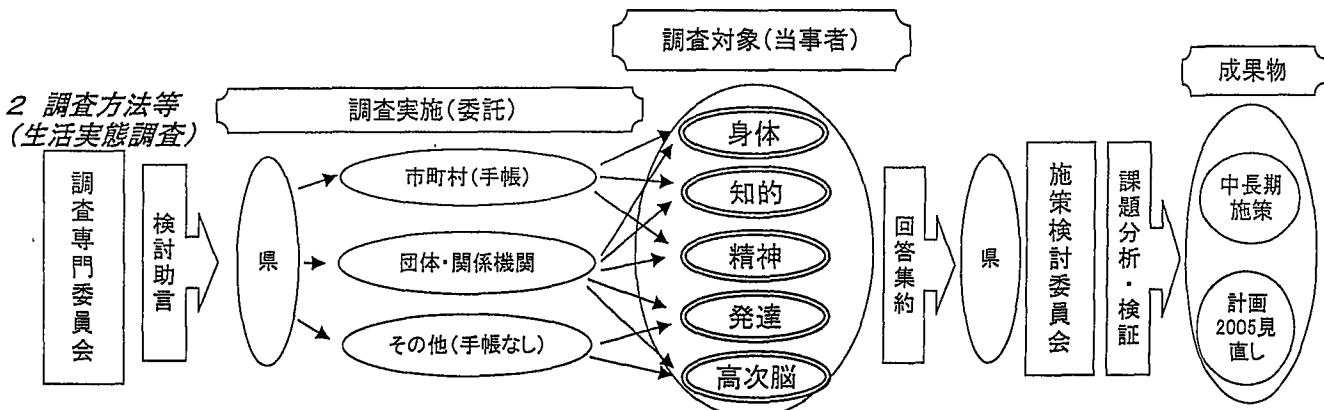
○ 障害福祉実態調査は、障害者生活実態調査と障害福祉施設従事者実態調査からなる。

【障害者生活実態調査】

・障害者の生活実態について、居住場所(施設・地域等)及び就労や収入の状況並びにニーズ等をアンケート形式により総合的に調査

・調査は、市町村及び各当事者団体並びに関係機関の協力を得て、12,000件を対象として実施

・対象とする障害者



(障害福祉施設従事者実態調査) 全施設(1,037カ所)を訪問・面接により調査(委託)

3 目的と効果

・県内の身体・知的・精神の各障害者については、手帳の交付によって、その人数等が把握されているが、発達障害児者及び高次脳機能障害者については、現状では手帳も発行されていないケースが殆どであり、その人数すら正確には把握されていない。

・また、障害者の生活及び就労の状態や当事者の真のニーズを十分に把握した統計データがない。

・当該調査分析を行うことで、障害者の生活実態とニーズをこれまで以上に詳細に把握し、必要な施策を明らかにすることで、ニーズに即した効率的な施策を実施できるとともに、本県における中長期的な施策

4 根拠

・障害者基本法(第9条第2項)

・障害者自立支援法 等

5 委託先

・調査分析に当たっては、専門性を有する事業者へ委託

6 事業内容

・調査専門委員会(庁内関係課、学識経験者、当事者団体及び市町村代表等で構成)を立ち上げ、調査内容・方法及び対象等技術的な検討を実施

・調査分析(調査票の作成・発送・回収及び分析)並びに調査結果報告書の印刷等業務を専門業者に委託

・施策検討委員会(構成組織は調査専門委員会に準じ、委員は適宜変更)を立ち上げ、調査結果を基に中長期にわたる施策の検討及び障害者長期計画2005の見直し等を実施

<調査内容等>

- ・障害の状況(種別、程度、認定時期等)
- ・居住場所(施設、居宅、グループホーム、病院等)
- ・就労の状況(一般就労、福祉就労、業種・業務内容、賃金等)
- ・収入の状況(収入源、収入額等)
- ・家族の状況
- ・福祉サービスの利用状況及び福祉サービス並びに行政施策への要望 等
- ・事業所及び従事者が抱える課題・ニーズ(報酬・基準、賃金・給与体系等)

<調査上の留意事項>

- ・障害特性に応じた配慮・対応(視覚障害者、知的障害者等)
- ・発達障害者及び高次脳機能障害者等、手帳交付のない障害者

7 予算額

105,640千円

(内訳) 障害者分：35,640千円

高齢者分：70,000千円

「奈良県障害者長期計画2005 ～ともに生きる～」の見直し事業

1. 計画の位置付け 障害者基本法第9条第2項の規定に基づく法定計画として、平成17年度(2005年度)に策定
2. 計画の期間 平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)までの10年間を対象とする
進捗状況を確認しながら着実に施策を推進するため、前期5か年について数値目標を設定
今後予定される制度改正や社会情勢の変化に対応するため、5年後(22年度からを後期とする)を目途に見直す
3. 計画の趣旨 障害のある人もない人も安心して心豊かな生活を送ることのできる「ともに生きる」社会の実現
ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、3つの重点的な取組課題を設定し、障害者福祉のめざすべき方向を明らかにし、5つの障害福祉圏域を設定し、地域の力の向上をめざす

福祉、教育、就労雇用、保健医療、まちづくりなど、生活全般を通じた幅広い分野での施策の総合的な推進を図る
4. 事業費 (単位:千円)

合計	1,870千円
----	---------
5. 実態調査の反映 平成21年度に障害者及び高齢者の生活、介護等実態調査を実施

計画の見直しに当たっては、この実態調査の結果を踏まえ、今後の中長期にわたる施策検討を行い、こうした調査結果と施策を反映する

平成21年度における計画(障害福祉関係)の見直し

奈良県障害福祉計画(第2期)

- 根拠法令: 障害者自立支援法第89条
- 策定期間
 - ・第1期: 平成23年度を目標として、平成18～20年度の3箇年を対象(18年度策定)
 - ・第2期: 平成21年度～23年度の3箇年を対象
- 計画の概要

平成23年度における地域移行、就労移行及びサービス供給見込量を定め、その実現に向けた取組みを規定
- 県の取り組み
 - ・平成20年度: 市町村及び事業所に対し調査実施

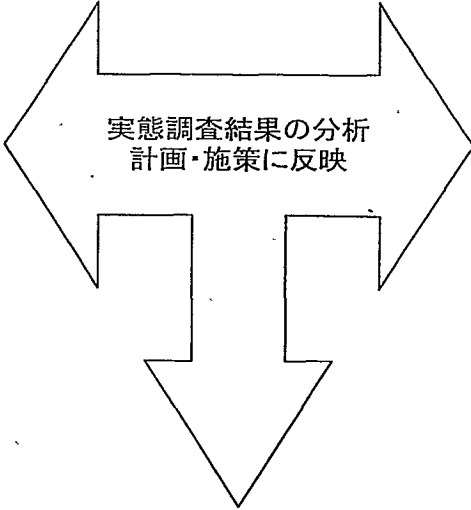
第2期計画に必要な基礎データ集計
(数値目標に対する進捗状況、サービス見込量の達成度等)



「奈良県障害福祉計画(第2期)に係る基礎調査結果」

- ・平成21年度: 実態調査を行い、障害福祉に関わるニーズ、課題をより詳細に把握し、その結果や分析内容及び必要な施策を計画の見直しに反映

障害者の生活及び介護等に関する実態調査の実施



奈良県障害者長期計画2005

- 根拠法令: 障害者基本法第9条
- 策定期間
 - ・前期: 平成17年度～平成26年度末までの10年間を対象
 - 平成17年3月に、17～21年度の5箇年を策定
 - ・後期: 21年度に新たな5年間を対象に見直し実施
- 計画の概要

ホームライゼーションとリハビリテーションを基本理念とし、福祉、教育、就労雇用、保健医療、まちづくり等、生活全般を通じた幅広い分野の施策の総合的な推進を図る
- 障害福祉実態調査を実施し、障害者の現状やニーズ、障害福祉施設の従事者の実態等を把握し、この調査結果を新たな奈良県障害者長期計画2005に反映
- 20年度に基礎調査を行った、奈良県障害福祉計画(第2期)を含む形で一体の計画として21年度に見直し

奈良県障害者長期計画2005 (障害福祉計画を含む一体的計画)

- 奈良県障害者長期計画2005と奈良県障害福祉計画(第2期)を一体の総合的な計画として見直し策定
- 障害福祉実態調査の結果は、計画の見直しだけでなく、今後の中長期的な施策の検討にも活用

働く障害者を応援します！

- ◆障害者の就労促進に向け、
 - ・一般就労への移行のため、障害者の職場実習を支援する就労支援ジョブサポーターの養成・派遣を実施
 - ・福祉的就労を支援するため就労支援モデル事業所に対し設備投資費用を助成
- ◆障害者がその能力や適性に応じて、安心して働くことができる環境づくりが目的

I 現状及び課題

- ・障害者の能力や適性にあった職場の確保が困難などの理由により福祉施設を出て就職する者の割合が少ない。
- ・福祉施設を利用して働く障害者の工賃が低い。【福祉施設の平均月額工賃 10,990円(全国12,600円)】

II 施策(事業)の目的と内容

- 1 障害者の「働く場の確保」として、一般企業への就労を進めるための障害者本人や企業への支援
 - 就労支援ジョブサポーター派遣事業【新規事業 4百万円】
ジョブサポーターは、現場実習先の企業などにおいて関係者間の調整、通勤支援及び職場内における職業生活支援を行います。(21年度において4人を養成登録し派遣する予定)
- 2 福祉施設で就労する障害者の工賃向上のための就労支援事業所等への支援
 - 障害者働きがい支援事業【継続事業 19百万円】
障害者自立支援法に基づく就労支援事業所等を支援し、障害者が一生懸命取り組めるよう、「就労収入向上支援チーム」の派遣や関係者の意識改革を実施
 - 働きがいサポートモデル事業【新規事業 5百万円】
モデル事業所として選定した10事業所に対して、事業所の作成する工賃引上げ計画に基づく新規事業や既存事業の拡充のための設備(業務用厨房機器や販売車両など)投資にかかる費用を一部補助
 - 授産品販売支援員配置事業【新規事業 8百万円】
アンテナショップやイベントなどにおいて障害者が生産した授産品(パン、クッキー等)の販売支援を行う。

III 参考となる事項

本県の就労支援の目標

<障害福祉計画における目標値>

- ・平成23年度の年間一般就労移行者数 74人(平成19年10月から1年間の実績30人)
- ・平成23年度の障害者就業・生活支援センターの設置数 5カ所(平成20年度現在3カ所)

<工賃倍増5カ年計画における目標値>

- ・平成23年度における目標月額工賃 25,000円

就労支援ジョブサポーター派遣事業

1 事業概要

(1) 背景

- ① 就労移行支援事業所（就労意欲のある障害者を対象に、一般雇用に向けた訓練実施、最長2カ年）
国の職員配置基準（定員6名の事業所は11カ所、指導員常勤換算 1.4人）では、実習での支援者確保不可
- ② 実習を受け入れる企業側の課題
 - ・就労移行支援事業所等から支援者が派遣されなければ、新たな人員配置が必要
 - ・実習者の身の安全対策や職場の人間関係に対する配慮・対応が必要
- ③ 障害者の就労を支援する関係機関の取り組み
 - ・労働局、ハローワーク：障害者雇用の斡旋、障害者試行雇用事業等及び各種助成金制度が中心
→ 訓練期の職場実習に適した制度や事業はない
 - ・奈良障害者職業センター：ジョブコーチ制度 → 就労前期が対象の制度であり、職場実習は対象外
 - ・雇用労政課：職場適応訓練 → 実習後の雇用が前提、訓練期の職場実習には適さない

(2) 目的

就労体験を通して一般就労への意識や動機付けを図るため、職場実習先などの企業にジョブサポーターを派遣して、障害児者の職場実習が円滑かつ効果的に実施されるよう支援する

(3) 事業内容・実施方法

- ・ジョブサポーターの募集・養成
 - ・職場実習先にジョブサポーターが同行し、実習者と企業の間で円滑な実習をサポート
- ① 実施主体：県（障害福祉課、健康増進課、雇用労政課、県教委教育研究所）
奈良圏域において障害者就業・生活支援センターを運営し、障害者の就労支援に実績のある（社）寧楽ゆいの会「コンパス」に委託
 - ② ジョブサポーターとなる人：（定年退職された方等公募で8人、20年度4人+21年度4人）
社会人、企業人としての経験を生かし、障害者の就労支援に意欲と能力のある人
 - ③ ジョブサポーターの支援を受ける人：就労支援事業所等の利用者、及び特別支援学校生徒等
 - ④ ジョブサポーターの派遣先：職場実習を受け入れる企業
障害者職場実習設備等整備事業の対象企業
現在及び過去に職場実習受入実績のある企業

(4) 効果

- ① 企業の立場を理解した職場実習が可能
→ 企業側の障害者実習、雇用に対する不安、悩みの払拭
- ② 必要な時に必要な支援者が確保できる
→ 小規模な就労移行支援事業所でも十分な職場実習が実施可能



- ・充実した就労支援
- ・就労移行支援体制の強化
- ・就労者数増加への期待

障害福祉計画に定めた「福祉施設から一般就労する者の数」目標の達成

障害者働きがい支援事業 [福祉就労支援ソフト事業]

○事業の必要性

- ・本県の授産施設平均工賃が全国ワースト5位 (9,861円/月)
- ・障害者が地域で自立して生活するためには継続的に働き続ける仕組みが必要
- ・積極的な事業所であっても事業キャパに限界があり、企業からの受注も限定されるなど、現状を打破する程の効果を得ることができない
- ・本県は中小企業が大半を占め、企業による福祉的就労の増加には困難な状況にある
- ・施設経営者、職員など関係者に受身の姿勢が多く意識改革が必要
- ・企業の社会貢献の意識を高め、多くの企業参加を求めることが必要

必要な施策

- ・工賃向上への支援を実施するために就労収入向上支援チームを事業所に派遣し課題・計画を抽出、策定
- ・施設・事業所関係者に対する研修による意識改革
- ・各事業所における工賃倍増計画作成支援
- ・協力企業に対する顕彰
- ・共同受注等の取りまとめによる授産活動支援

○事業概要

事業目的： 就労関係事業所等に対する工賃倍増への支援

事業対象： 県内の就労関係事業所(総数94)が結集した組織(NPO法人)に委託

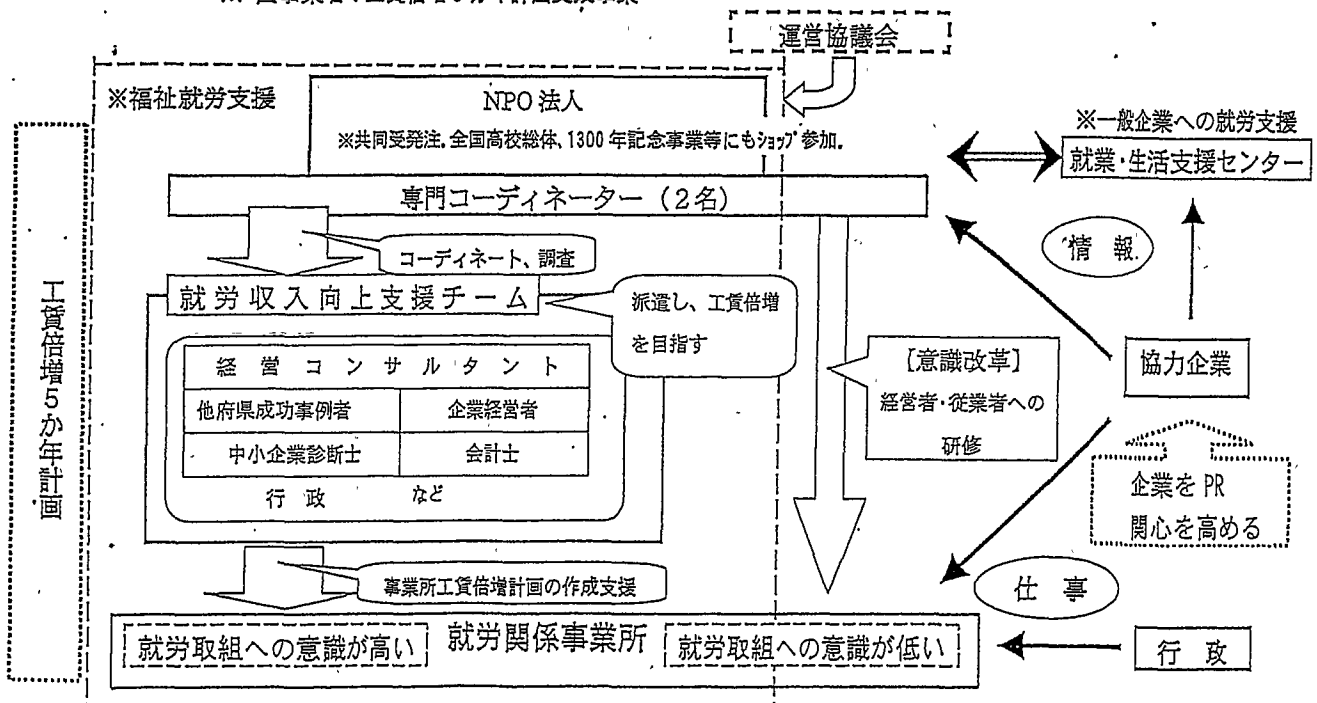
委託内容： 専属コーディネーターが以下の内容の事業を行う

- ・就労収入向上支援チームの派遣 (10事業所)
- ・就労関係事業所や職業指導員の意識改革のための研修
- ・各事業所作成の工賃倍増計画の作成支援
- ・企業との共同受注の取りまとめによる活動支援

事業目標： H23の本県の目標工賃 25,000円/月 (H18全国平均工賃 12,222.3円/月の倍額)

事業期間： H23まで (H19から5ヵ年計画)

※ 回事業名：工賃倍増5ヵ年計画支援事業



働きがいサポートモデル事業(工賃倍増目標達成設備拡充支援)

障害福祉課

事業目的

障害者働きがい支援事業のモデル事業所として選ばれた事業所に対して、新規事業や既存事業の拡充を進める際の設備投資にかかる費用を一部補助することで、スムーズな事業への取組み及び拡大を図り、工賃倍増への取組みをより実効性のあるものとする。

事業対象

本事業の対象としては、以下の全ての要件を満たす事業所であること。(新旧事業体系は不問)

- ① 工賃倍増計画を作成していること。
- ② 工賃倍増計画において、新規事業の開始・既存事業の拡充について定められていること。

補助金額

5000千円 (補助率 国10/10間接:障害者自立支援特別対策事業活用)

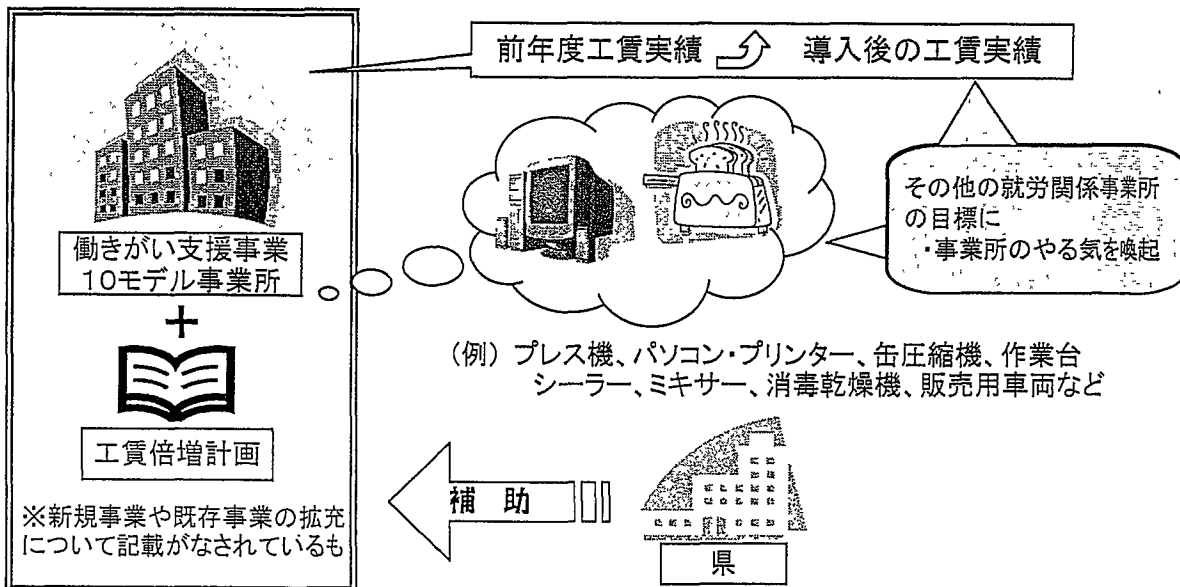
※ 補助金の上限額を1事業所につき500千円。モデル10事業所が対象。

※ 1事業所につき、原則1品とする。(事業にかかる設備一式に対しての補助も可)

実施期間

H21～H23

《働きがいサポートモデル事業 イメージ》



10事業所

事業所名	取組事業
ちいろば園	内職 喫茶
らそら	配食
たむたむ荘	内職
ひまわりの家	コミュニティゼネス(便利屋)
だるま作業所	製パン
ぷろぼの	委託業務
たけのこ園	内職
今人	製菓・製パン
ひかり園	製菓
オープンスペース AYUMI	製パン

事業目的

障害者が福祉的就労により制作した授産品(ケーキ・菓子、クラフトなど)の販売やアンテナショップ等での販売マネジメントを行い、障害者の工賃向上を目指す。このため、福祉的就労に取り組む事業所が加入した「はたらくらネット(NPO法人奈良県社会就労事業振興センター)」にマネージャー、販売員を配置し、イベントやアンテナショップなどにおいて活発に授産品を販売することで、奈良県工賃倍増計画の実現に資する。

事業概要

固定場所での販売を中心に、イベント等での販売活動、アンテナショップや販売物品のPRを行うため、はたらくらネット(NPO法人奈良県社会就労事業振興センター)に委託し、職員2名を配置

- ・固定された販売場所に2名配置されるが、イベント等不特定な販売場所でも販売を行ってもらう。

○事業実施場所

- ・固定場所での販売 アンテナショップ(設置場所選定中)での販売
 - …H21を目途に「はたらくらネット」が設置を計画
 - その他固定した販売ブース
 - …ライフサポートセンター奈良(連合奈良運営:ホテル日航奈良2F)での販売
- ・イベント等での販売 県庁芸能舞台など県庁で行われるイベント
 - 近畿まほろば総体などの大規模イベント
 - 奈良県庁障害者就労支援実行計画における各県の機関施設等のイベントにおける出店

事業効果

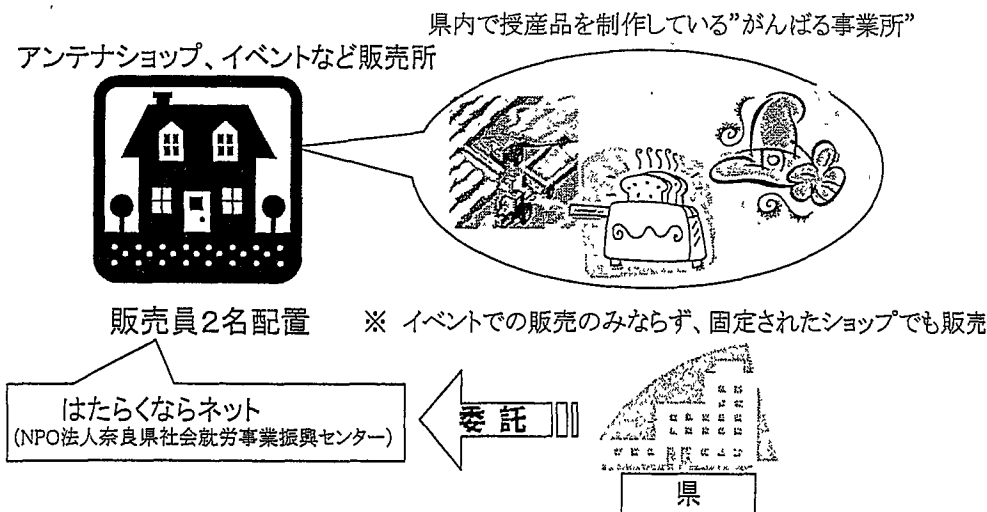
事業所において生産拡大を図り、販売量を増やすことで工賃アップが見込まれる。

補助金額 (委託料)

H21	7,681千円	H21内訳	マネージャー(嘱託職員相当)	4,729千円
			販売員(日々雇用職員相当)	1,755千円
			販売等経費:アンテナショップ開設 (PR経費、事務経費、旅費)	297千円
			賃料(テナント賃料)	900千円
			計	7,681千円

実施期間

H21. 7~H24. 3 (H21.4~21.6は事業準備期間)



障害者自立支援法の見直しについて

1. 障害者自立支援法の3年後の見直し

附 則（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. これまでの経緯

○平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行）

○平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策(平成18年～平成20年度の3年間で国費:1,200億円)

(①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)

○平成19年12月 : 与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書

(抜本の見直しの視点と9つの見直しの方向性の提示)

: 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

(①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)

○平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ

○平成21年 2月 : 与党・障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針

「障害者自立支援法」のポイント

障害者施策を3障害一元化

法律による改革

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)はらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

① 利用者負担の見直し

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- － 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- － 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- － 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- － 放課後型のデイサービス等の充実

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日:1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

① 利用者負担の見直し

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ 法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、通所サービスの場合、市町村民税非課税世帯の負担限度額は月額1,500円。

※ 利用者の実質負担率2.82%(H20.11国保連データ)

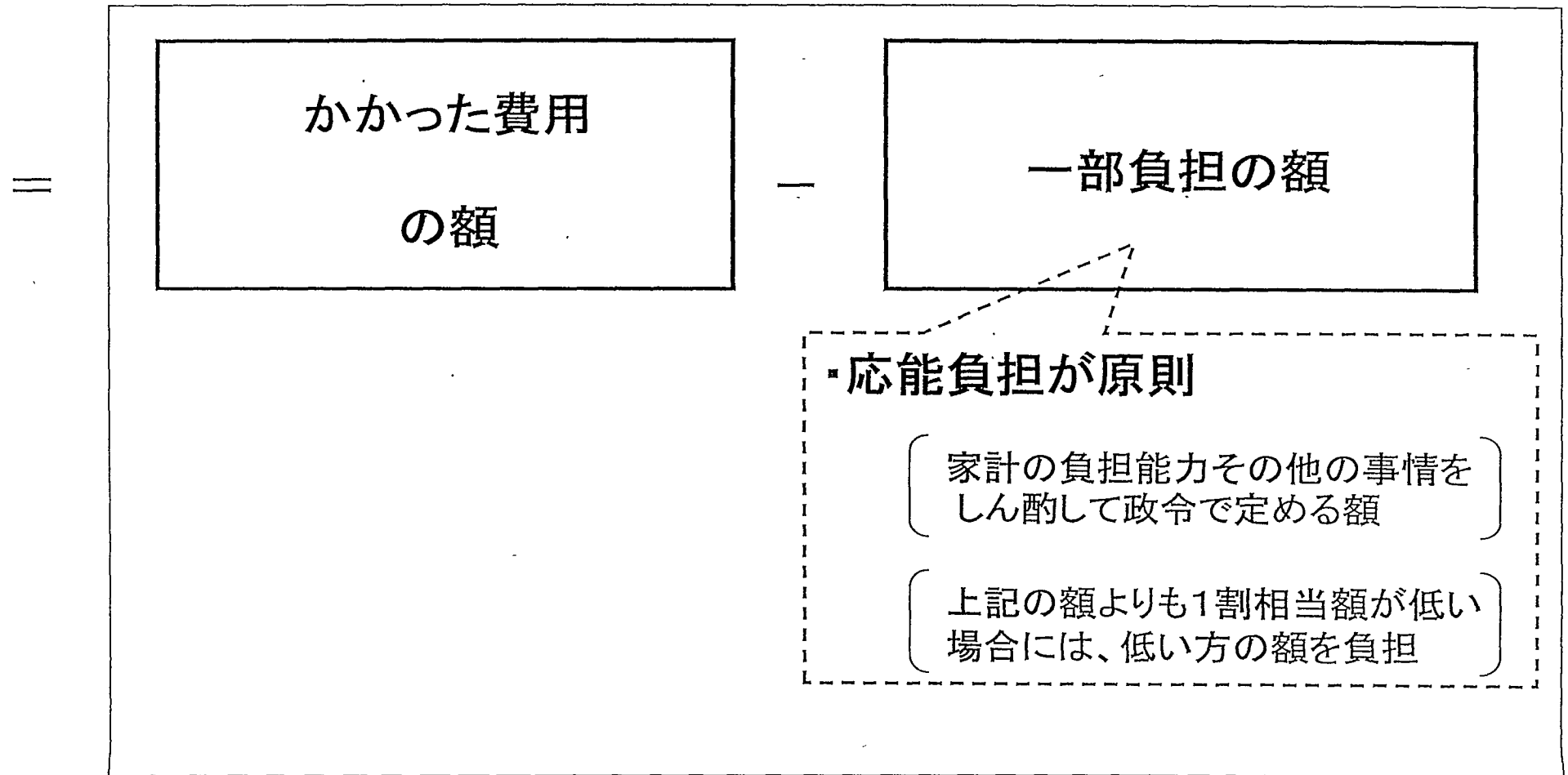
利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ 高額障害福祉サービス費について補装具と合算することで、利用者の負担を軽減。

利用者負担に係る規定の見直しについて

○市町村が障害者に対して支給する給付費の月額



※ 条文の考え方は支援費をベース(かかった費用の額 - 一部負担の額)

害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

一・二 (略)

三 同行援護

四〇十一 (略)

2 (略)

(介護給付費又は訓練等給付費)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

一・二 (略)

三〇十 (略)

2 (略)

(介護給付費又は訓練等給付費)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の百分の九十に相当する額とする。

要した費用(特定費用を除く。)の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における介護給付費及び訓練等給付費の合計額を控除して得た額が、当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における介護給付費又は訓

4 支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における介護給付費及び訓練等給付費の合計額を控除して得た額が、当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における介護給付費又は訓

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

障害程度区分の見直し

(課題) 障害程度区分の名称・定義が、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくい。

→ 名称を「障害支援区分」とし、定義についても、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分であることを明確化。

- ※ 法律上の規定の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直す。
- ※ 支給決定に当たって、別途障害者を取り巻く環境を勘案することについても、法律上明確化。

第九十六条の二―第九十六条の四)

第八章 審査請求(第九十七条―第一百五条)

第九章 雑則(第一百五条の二―第一百八条)

第十章 罰則(第九十九条―第一百五条)

附則

(市町村等の責務)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)
のうち十八歳以上である者をいう。

2・4 (略)

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援

第七章 審査請求(第九十七条―第一百五条)

第八章 雑則(第一百六条―第一百八条)

第九章 罰則(第九十九条―第一百五条)

附則

(市町村等の責務)

第二条 (略)

2・3 (略)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)
のうち十八歳以上である者をいう。

2・4 (略)

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をい

(定義)

第四条 (略)

2 この法律において、「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

3 (略)

4 この法律において、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービス)をいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

2 3 7 (略)

(定義)

第四条 (略)

2 この法律において、「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

3 (略)

4 この法律において、「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービス)をいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

2 3 7 (略)

8 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

③ 相談支援の充実

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置。

→ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況65%。(H20.4.1現在。20年度中に更に20%が設置予定)

※ 平成19年12月の与党PT報告書においても、自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化について指摘。

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実。(緊急時に対応できるサポート体制等)

支給決定プロセスの見直し等

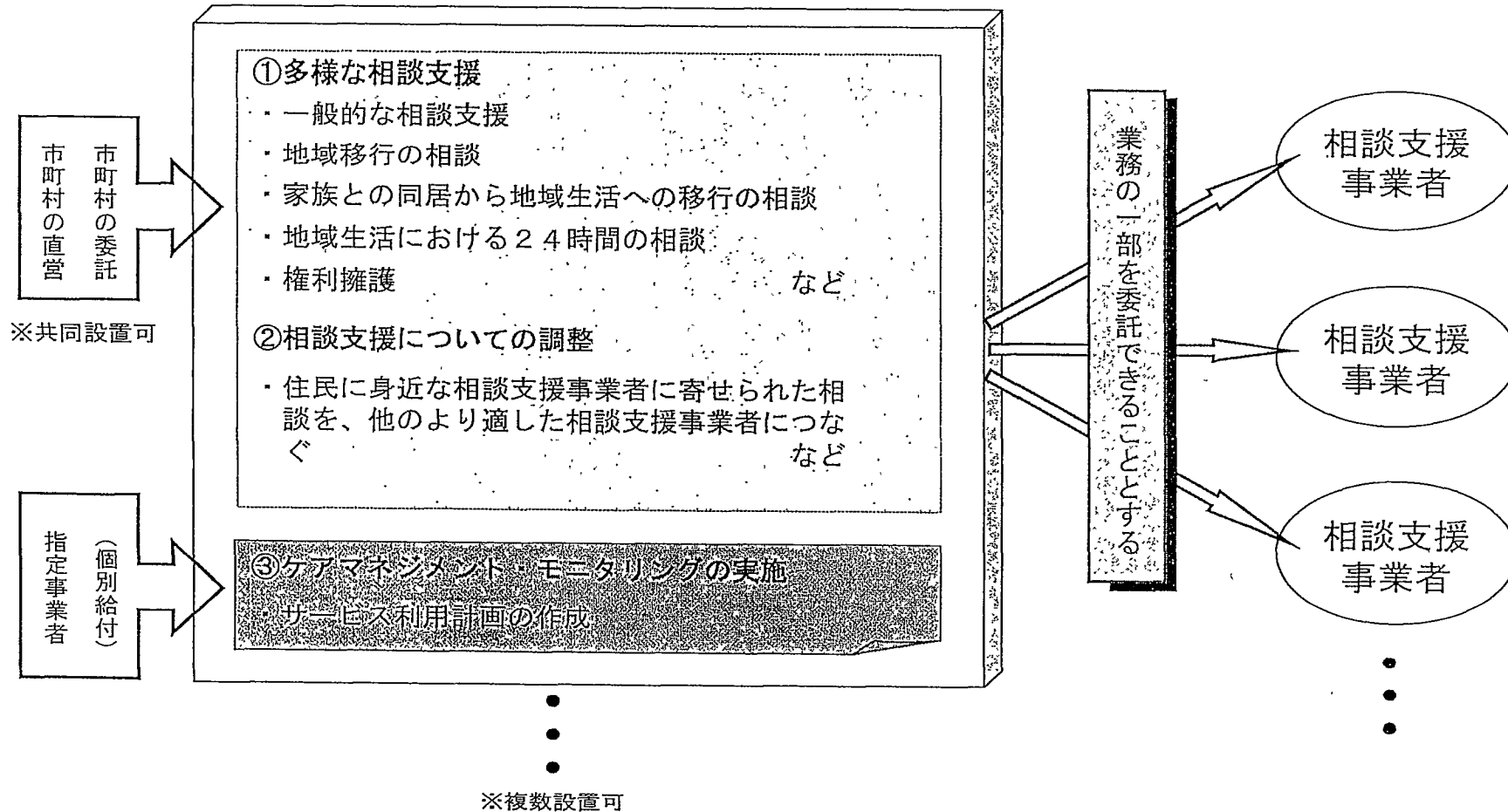
(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前にサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。

→ サービス利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は1,920人(H20.4)

相談支援の拠点的な機関のイメージ (案)



(基幹相談支援センター)

第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第一号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

5 基幹相談支援センターの設置者は、第一項の事業及び業務を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域

自立支援協議会

☆ 法律上の位置付けの明確化を図る。

・ 地域自立支援協議会

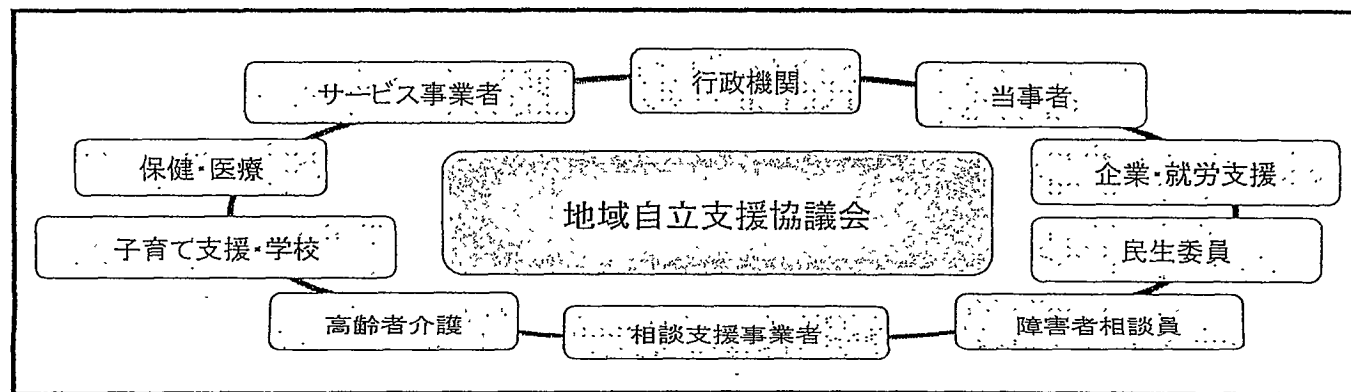
… 市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置。(一般財源で設置)

※複数市町村による共同実施可。また、運営を指定相談支援事業者に委託可

【主な機能】 ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
③ 地域の社会資源の開発、改善

・ 都道府県自立支援協議会

… 都道府県が、都道府県全体でのシステム作りに関する主導的役割を担う協議の場として設置。



めなければならない。

7・9 (略)

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 (略)

2・4 (略)

5 都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

6・7 (略)

(自立支援協議会の設置)

第八十九条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることに
より、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情
報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実
情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(市町村の支弁)

第九十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 介護給付費等、サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付
費及び特例特定障害者特別給付費(以下「障害福祉サービス費等
」という。)の支給に要する費用

6・8 (略)

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 (略)

2・4 (略)

5・6 (略)

(市町村の支弁)

第九十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

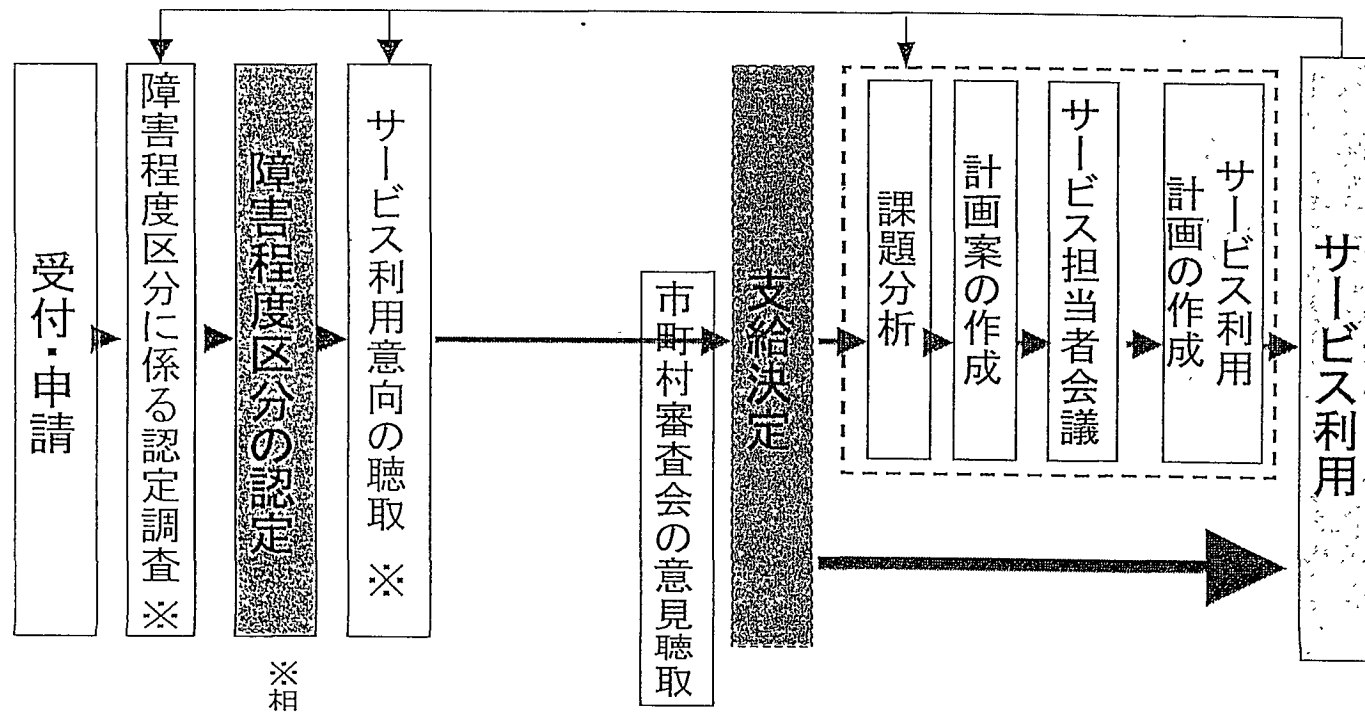
一 介護給付費等、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービ
ス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以
下「障害福祉サービス費等」という。)の支給に要する費用

サービス利用手続の見直し

現状

- 現行は、市町村は、障害程度区分、障害者を取り巻く環境、サービス利用意向を勘案して支給決定を行う。
(各市町村が予め定めた支給基準と乖離した支給決定案の場合には市町村審査会に意見を求める。)
- また、サービス利用計画の作成手続は、支給決定後(利用できるサービスが決まった後)となっている。

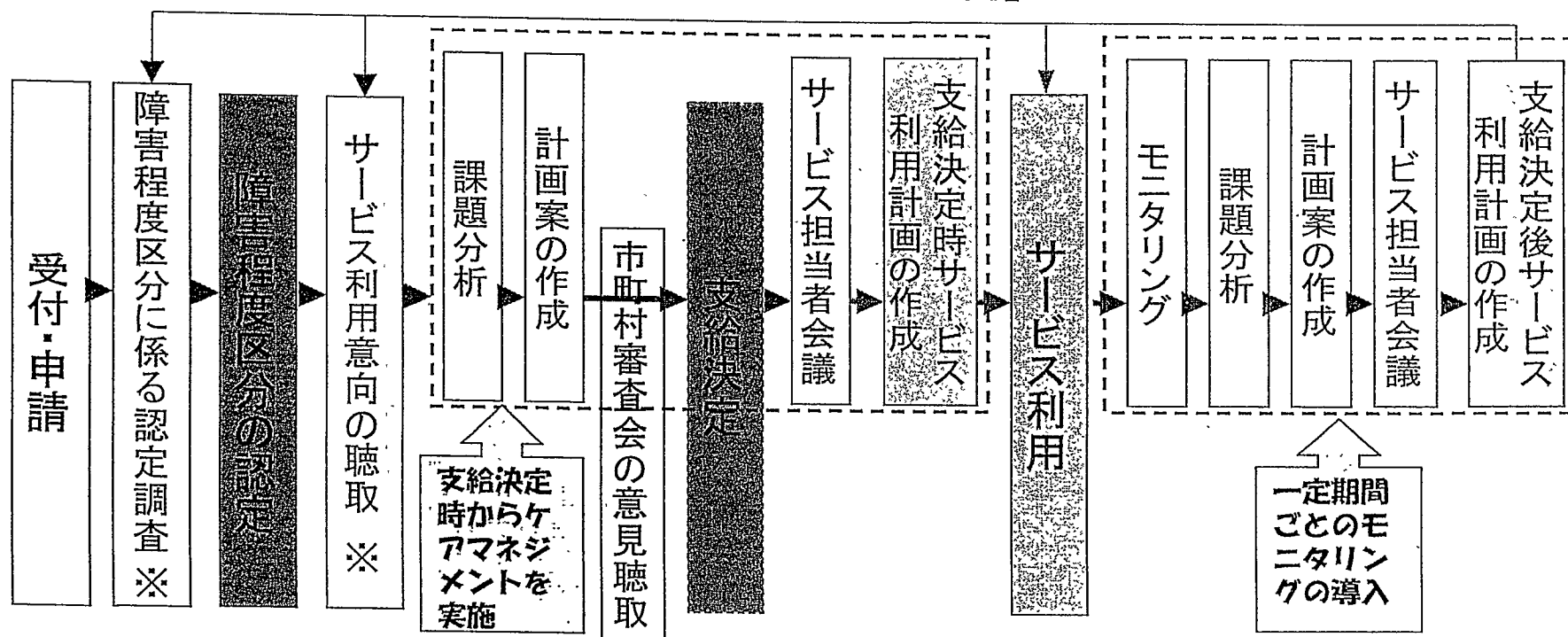
【現行の支給決定プロセス】



見直し後

- 障害者の受けるサービスが適切なもの(必要かつ十分なもの)となるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入して、支給決定の参考とすることとする。
- サービス利用計画に基づくサービスの利用が、当該障害者のニーズや課題の解消に適合しているかを確認するために、一定期間ごとにモニタリングを実施する。

【見直した場合のイメージ例】



④ 障害児支援の強化

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等にわかれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス事業の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス事業」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。

(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

- 18歳以上の入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないよう附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設
・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設
・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

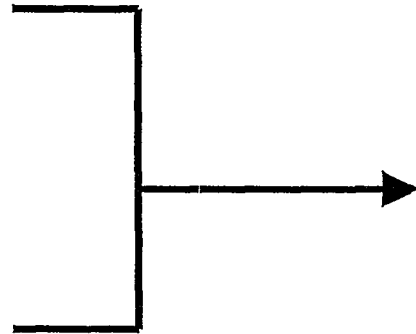
知的障害児施設
・知的障害児施設
・第一種自閉症児施設(医)
・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設
・盲児施設
・ろうあ児施設

肢体不自由児施設
・肢体不自由児施設(医)
・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス



<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援
 ・通所発達支援
 ・医療型通所発達支援
 ・放課後等デイサービス
 (新) ・保育所等訪問支援

入所サービス

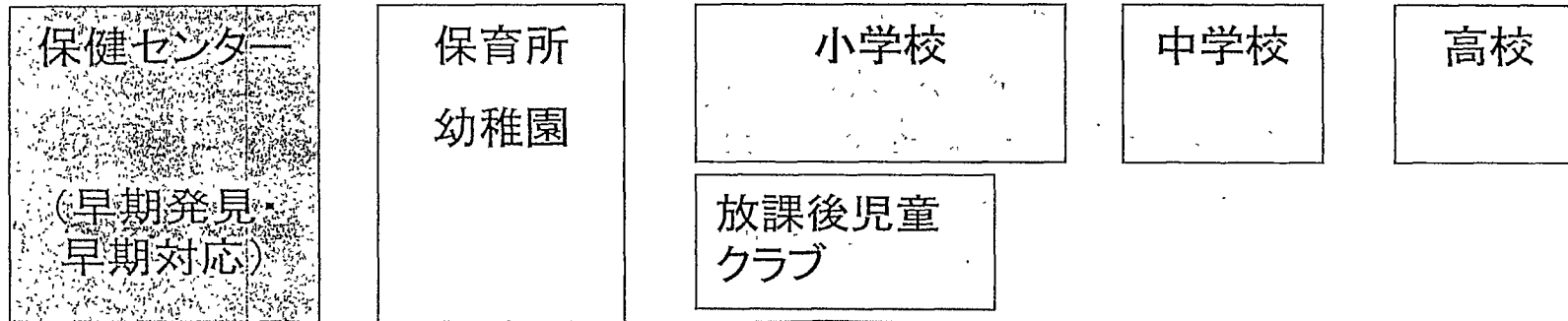


【都道府県】

障害児入所支援
 ・福祉型
 ・医療型

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

障害児のライフステージに応じた支援



連携による支援

放課後等デイサービス

通所発達支援

障害児入所支援

在宅サービス(ホームヘルプ、ショートステイなど)

就労・地域における自立

個別支援計画の作成・支援会議の開催による一貫した支援

- ・ 個別の支援計画を作成し、関係者の連携により支援を行う。
- ・ 特に、障害の発見時、入学、進学、卒業時等の節目において支援。

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要がある。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(利用に伴い必要となる費用の助成)。

※ 身体障害者について、グループホーム・ケアホームを利用できるようにする。(告示)

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案施行日

事項	施行日	
①利用者負担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> － 利用者負担について、応能負担を原則に － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減 	公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日
②障害者の範囲、障害程度区分の見直し	<ul style="list-style-type: none"> － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化 － 障害程度区分の名称と定義の見直し 	公布の日
③相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> － 相談支援体制の強化（市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け） － 支給決定プロセスの見直し（サービス利用計画案を勘案）、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大 	平成24年4月1日 （③の「自立支援協議会」の位置付けについては、公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日）
④障害児支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など） － 放課後型のデイサービス等の充実 	
⑤地域における自立した生活のための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（個別給付化） 	公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日
（その他）	事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等	

⑥ その他

事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

【精神保健福祉士法の改正】

平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定について

平成19年12月与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム及び平成20年12月社会保障審議会障害者部会報告書において「障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成21年4月に障害福祉サービス費用の額（報酬）の改定を実施」とされたところ。

平成21年度障害福祉サービス報酬改定（+5.1%）

①良質な人材の確保

福祉・介護人材の確保が困難な現状を改善するために、専門性のある人材の評価を高めること等を通じ、良質な人材の確保を推進する。

②サービス提供事業者の経営基盤の安定

利用者へのサービス提供基盤を確保するために、サービス提供事業者の経営基盤の安定を図るための措置を講じる。

③サービスの質の向上

重度者への対応を含め、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図る。

④地域生活の基盤の充実

グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高める。

⑤中山間地等への配慮

厳しい経営環境にある小規模事業所や中山間地域等の訪問系のサービス提供事業所について配慮する。

⑥新体系への移行の促進

新体系への移行をより一層促進するために、就労継続支援事業における支援体制の充実を図るなど、新体系への円滑な移行のための環境を整備する。

